

新潟県警察の組織の細目等に関する訓令

平成13年 3 月16日

本部訓令第 4 号

[沿革] 平成13年 9 月本部訓令第13号、14年 3 月第10号、11月第25号、15年 3 月第5号、8 月第10号、16年 2 月第3号、3 月第12号、10月第18号、17年 1 月第1号、第2号、3 月第9号、6 月第14号、8 月第16号、18年 3 月第5号、19年 3 月第5号、7 月第14号、20年 3 月第2号、5 月第6号、6 月第7号、8 月第9号、21年 3 月第5号、11月第15号、22年 3 月第5号、23年 3 月第6号、7 月第14号、8 月第16号、24年 3 月第2号、8 月第11号、25年 3 月第6号、26年 3 月第5号、6 月第17号、27年 3 月第6号、8 月第13号、28年 3 月第6号、7 月第13号、第14号、8 月第19号、29年 2 月第3号、3 月第6号、8 月第13号、9 月第15号、10月第16号、30年 3 月第3号、8 月第9号、31年 3 月第4号、令和元年10月第7号、2年 3 月第5号、3年 3 月第11号、9 月第27号、4年 3 月第5号、10月第18号、5年 3 月第2号、6 月第7号、6年 3 月第5号、7年 3 月第11号、9 月第23号、8年 3 月第5号改正

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 警察本部、市警察部及び警察学校

第1節 課等の内部組織（第2条の2—第5条）

第2節 課等に置く職（第6条—第12条）

第3節 警察学校（第13条—第18条）

第3章 警察署

第1節 警察署の内部組織（第19条・第20条）

第2節 警察署に置く職（第21条—第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第63条の規定に基づき、新潟県警察の組織の細目及び組織に置かれる職について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 課等 規則第2条、第11条、第14条の3、第18条、第27条及び第34条に規定する課、室、隊、所及びセンター並びに規則第49条の2第1項に規定する企画調整課をいう。
- (2) 室 課等のうち監察官室をいう。

- (3) 隊 課等のうち鉄道警察隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊をいう。
- (4) 所 課等のうち科学捜査研究所をいう。
- (5) センター 課等のうち運転免許センターをいう。
- (6) 校長 規則第52条第1項に規定する校長をいう。
- (7) 課長等 規則第46条第1項に規定する課長、室長、隊長、所長及びセンター長並びに規則第49条の4第1項に規定する企画調整課の課長をいう。

第2章 警察本部、市警察部及び警察学校

第1節 課等の内部組織

(人身安全緊急対処センターの支所)

第2条の2 人身安全緊急対処センターに、支所を置く。

2 支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
人身安全緊急対処センター長岡支所	長岡市

(少年サポートセンターの支所)

第3条 少年サポートセンターに、支所を置く。

2 支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
少年サポートセンター新潟支所	新潟市
少年サポートセンター長岡支所	長岡市
少年サポートセンター上越支所	上越市

(検視官室の支所)

第3条の2 検視官室に、支所を置く。

2 支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
検視官室長岡支所	長岡市

(機動鑑識隊の分駐隊)

第3条の3 機動鑑識隊に、分駐隊を置く。

2 分駐隊の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
機動鑑識隊長岡分駐隊	長岡市
機動鑑識隊上越分駐隊	上越市

(交通捜査室の支所)

第3条の4 交通捜査室に、支所を置く。

2 支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
交通捜査室長岡支所	長岡市

(交通反則通告センターの支所)

第4条 交通反則通告センターに、支所を置く。

2 支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
交通反則通告センター長岡支所	長岡市
交通反則通告センター上越支所	上越市
交通反則通告センター佐渡支所	佐渡市

(課等の係等)

第5条 課(企画調整課を含む。以下同じ。)、室及びセンターに所要の係を、隊に所要の係及び小隊を、所に所要の係及び科を置く。

2 係、小隊及び科(以下「係等」という。)の名称は、別表第1の左欄に掲げる課等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

3 係等の分掌事務は、本部長の承認を得て、課長等が定める。

第2節 課等に置く職

(次長等)

第6条 課、室、所及びセンターに次長を、隊に副隊長を置くことができる。

2 次長には警部の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員を、副隊長には警部の階級にある警察官を充てる。

3 次長及び副隊長は、上司の命を受け、課等の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

(課長補佐等)

第7条 課に課長補佐を、室に室長補佐を、隊に隊長補佐を、所に所長補佐を、センターにセンター長補佐を置くことができる。

2 課長補佐、室長補佐、隊長補佐、所長補佐及びセンター長補佐(以下「課長補佐等」という。)の名称及び担当する係は、別表第1の左欄の課等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

3 課長補佐等には、警部の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員を充てる。

4 課長補佐等は、上司の命を受け、分掌の事務について課長等を補佐し、部下職員を指揮監督する。

(方面隊長、分駐隊長等)

第8条 方面隊に方面隊長を、分駐隊に分駐隊長を、支所に支所長を、出張所に出張所長を置く。

2 方面隊長及び分駐隊長には警部又は警部補の階級にある警察官を、支所長及び出張所長には警部若しくは警部補の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員を充てる。

3 方面隊長、分駐隊長、支所長及び出張所長は、上司の命を受け、当該方面隊、分駐隊、支所及び出張所の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(副参事)

第9条 課等に、副参事を置くことができる。

2 副参事には、事務職員又は技術職員を充てる。

3 副参事は、上司の命を受け、課等の事務のうち特に命じられたものを処理し、部下

職員を指揮監督する。

(係長等)

第10条 係及び科に係長、主査、主任、専門員及び係員を、小隊に小隊長、分隊長及び隊員を置く。ただし、事務の状況によりその一部を置かないことができる。

2 係長には警部補の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員を、主査には事務職員又は技術職員を、小隊長には警部補の階級にある警察官を充てる。

3 係長、主査及び小隊長は、上司の命を受け、当該係又は小隊の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

4 主任には巡査部長の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員を、専門員には事務職員又は技術職員を、分隊長には巡査部長の階級にある警察官を充てる。

5 主任、専門員及び分隊長は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

6 係員には巡査の階級にある警察官又は事務職員、技術職員若しくは用員を、隊員には巡査の階級にある警察官を充てる。

7 係員及び隊員は、上司の命を受け、担当の事務に従事する。

(科長等)

第11条 所の科に、科長、専門研究員、主任研究員及び研究員を置くことができる。

2 科長、専門研究員、主任研究員及び研究員には、技術職員を充てる。

3 科長は、上司の命を受け、調査、研究、鑑定等の事務を分掌し、部下職員を指揮監督する。

4 専門研究員は、上司の命を受け、当該係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

5 主任研究員は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

6 研究員は、上司の命を受け、担当の事務に従事する。

(課付等)

第12条 課に課付を、室に室付を、隊に隊付を、所に所付を、センターにセンター付を置くことができる。

2 課付、室付、隊付、所付及びセンター付は、上司の命を受け、課等の事務のうち特命事項を処理する。

第3節 警察学校

(係)

第13条 警察学校（以下「学校」という。）に、所要の係を置く。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、学校の係について準用する。この場合において、第5条第3項中「課長等」とあるのは「校長」と読み替えるものとする。

(校長補佐)

第14条 学校に、校長補佐を置く。

2 校長補佐には、警部の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員を充てる。

3 校長補佐は、上司の命を受け、分掌の事務について校長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

(副参事)

第15条 学校に、副参事を置くことができる。

2 第9条第2項及び第3項の規定は、学校の副参事について準用する。

(教官)

第16条 学校に、主任教官及び教官を置く。

2 主任教官には警部の階級にある警察官を、教官には警部補又は巡査部長の階級にある警察官を充てる。

3 主任教官及び教官は、上司の命を受け、学生の教育訓練に従事し、担当の校務を処理する。

(係長等)

第17条 学校の係に、係長、主査、主任、専門員及び係員を置く。ただし、事務の状況によりその一部を置かないことができる。

2 第10条第2項から第7項までの規定は、学校の係長、主査、主任、専門員及び係員について準用する。

(学校付)

第18条 学校に、学校付を置くことができる。

2 第12条第2項の規定は、学校付について準用する。

第3章 警察署

第1節 警察署の内部組織

(係)

第19条 別表第2の左欄に掲げる警察署の同表の中欄に掲げる課に、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

2 第5条第3項の規定は、警察署の係について準用する。この場合において、「課長等」とあるのは「署長」と読み替えるものとする。

(署長直轄隊)

第20条 警察署に、署長直轄隊を置くことができる。

第2節 警察署に置く職

(課長)

第21条 警察署の課に課長を置き、警部若しくは警部補の階級にある警察官又は事務職員を充てる。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(課長代理)

第21条の2 警察署の課に、課長代理を置くことができる。

2 課長代理には、警部補の階級にある警察官又は事務職員を充てる。

3 課長代理は、上司の命を受け、課の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(副参事)

第22条 警察署に、副参事を置くことができる。

2 第9条第2項及び第3項の規定は、警察署の副参事について準用する。

(係長等)

第23条 警察署の係に係長、主査、主任、専門員及び係員を、署長直轄隊に隊長、分隊長及び隊員を置く。ただし、事務の状況によりその一部を置かないことができる。

2 第10条第2項から第7項までの規定は、警察署の係長、主査、主任、専門員及び係

員並びに署長直轄隊の隊長、分隊長及び隊員について準用する。この場合において、第10条第2項及び第3項中「小隊長」とあるのは「隊長」と、「小隊」とあるのは「隊」と読み替えるものとする。

(交番その他の派出所の長)

第24条 規則第59条第1項に規定する交番その他の派出所に、所長を置くことができる。

2 所長には、警部又は警部補の階級にある警察官を充てる。

3 所長は、上司の命を受け、当該交番その他の派出所の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(駐在所の長)

第25条 規則第59条第1項に規定する駐在所に所長を置くことができる。

2 駐在所の所長には、警部補の階級にある警察官を充てる。

3 所長は、上司の命を受け、当該駐在所の事務を処理する。

(署付)

第26条 警察署に、署付を置くことができる。

2 第12条第2項の規定は、署付について準用する。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年9月28日本部訓令第13号)

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月26日本部訓令第10号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年11月22日本部訓令第25号)

この訓令は、平成14年11月25日から施行する。

附 則 (平成15年3月25日本部訓令第5号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年8月1日本部訓令第10号)

この訓令は、平成15年8月7日から施行する。

附 則 (平成16年2月18日本部訓令第3号)

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日本部訓令第12号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月8日本部訓令第18号)

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年1月11日本部訓令第1号)

この訓令は、平成17年1月11日から施行する。

附 則 (平成17年1月28日本部訓令第2号)

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月15日本部訓令第9号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月6日本部訓令第14号)

この訓令は、平成17年6月25日から施行する。

附 則 （平成17年8月5日本部訓令第16号）

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

附 則 （平成18年3月30日本部訓令第5号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年3月27日本部訓令第5号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年7月27日本部訓令第14号）

この訓令は、平成19年7月31日から施行する。

附 則 （平成20年3月7日本部訓令第2号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成20年5月30日本部訓令第6号）

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 （平成20年6月27日本部訓令第7号）

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 （平成20年8月8日本部訓令第9号）

この訓令は、平成20年8月8日から施行する。

附 則 （平成21年3月13日本部訓令第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 （平成21年11月10日本部訓令第15号）

この訓令は、平成21年11月10日から施行する。

附 則 （平成22年3月12日本部訓令第5号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成23年3月11日本部訓令第6号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 （平成23年7月22日本部訓令第14号）

この訓令は、平成23年7月25日から施行する。

附 則 （平成23年8月30日本部訓令第16号）

この訓令は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 （平成24年3月9日本部訓令第2号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 （平成24年8月28日本部訓令第11号）

この訓令は、平成24年9月1日から施行する。

附 則 （平成25年3月8日本部訓令第6号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年3月14日本部訓令第5号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年6月27日本部訓令第17号）

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月13日本部訓令第6号)
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年8月28日本部訓令第13号)
この訓令は、平成27年9月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日本部訓令第6号)
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月22日本部訓令第13号)
この訓令は、平成28年7月31日から施行する。

附 則 (平成28年7月22日本部訓令第14号)
この訓令は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月30日本部訓令第19号)
この訓令は、平成28年9月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月24日本部訓令第3号)
この訓令は、平成29年2月28日から施行する。

附 則 (平成29年3月17日本部訓令第6号)
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月15日本部訓令第13号)
この訓令は、平成29年9月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月15日本部訓令第15号)
この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月27日本部訓令第16号)
この訓令は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月9日本部訓令第3号)
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月17日本部訓令第9号)
この訓令は、平成30年9月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月8日本部訓令第4号)
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月25日本部訓令第7号)
この訓令は、令和元年11月2日から施行する。

附 則 (令和2年3月13日本部訓令第5号)
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月12日本部訓令第11号)
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月17日本部訓令第27号)
この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月11日本部訓令第5号)
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月20日本部訓令第18号)
この訓令は、令和4年10月24日から施行する。

附 則 （令和 5 年 3 月 10 日本部訓令第 2 号）
この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 5 年 6 月 16 日本部訓令第 7 号）
この訓令は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 6 年 3 月 8 日本部訓令第 5 号）
この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 7 年 3 月 14 日本部訓令第 11 号）
この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 7 年 9 月 26 日本部訓令第 23 号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 7 年 9 月 29 日から施行する。

附 則 （令和 8 年 3 月 27 日本部訓令第 5 号）
この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。